

設計検査申請書（第一面）

【適新工第1号書式】

申請日 令和 5 年

設計検査申請書（新築住宅）

（フラット35・財形住宅）
（第一面）

1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了承し、申請書第二面情報の取扱いについて同意の上、次のとおり設計検査を申請します。なお、この申請書及び添付図書等に記載された通りではありません。記載された事項が一方事実と相違していた場合は、この手続及び交付された設計検査に関する通知も異議ありません。

2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します（代理者欄に記載された場合に限りです。）。

検査機関名 **独立確認センター** 御中

申請者	氏名 又は 名称 (株)フラッティ	〒(000 - 0000) 住所: 東京都西東京市〇〇町1-2-35	担当者名: (事業者の場合)
代理者 (申請者以外が手続する場合に限り記入)	氏名 又は 名称 フラット設計事務所	〒(000 - 0000) 住所:	担当者名: (事業者の場合)
手数料 請求先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> その他	会社名: 住所: 〒(-)	連絡先:

建設の場所(地名地番) **東京都西東京市〇〇町1-2-35**

建物の名称	〇〇マンション	注文住宅・分譲住宅の区分	<input type="checkbox"/> 1.注文住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 2.分譲住宅
建築主 (申請者と異なる場合のみ記入)	氏名又は名称	郵便番号・住所	〒 -
中間現場検査 (一戸建て等の場合)	<input type="checkbox"/> 1.適合証明の中間現場検査を実施 <input type="checkbox"/> 2.適合証明の中間現場検査を省略(*1)		中間現場検査等 予定日(*2) (元号) 年 月 日
着工予定日	(元号) 令和 5 年 6 月 20 日	竣工予定日	令和 5 年 月 日
連絡事項			

【申請者】
建築主以外の方でも申請者になることができます。
連名による申請も可能です。申請者欄に複数の住所が入りきらない場合は、連絡事項欄を使用するなど適宜ご対応ください。

【代理者】
建築確認申請上の代理者以外の方でも代理者になることができます。

【建設の場所】
正確な地名地番を記入してください。間違っていると融資を受けられない場合があります。建築確認申請と一致させてください。

【連絡事項】
連絡事項があれば記入してください。

※検査機関受付欄	※検査者名	※決裁者名	※整理簿記録照合欄	※判定欄 (合格年月日及び番号)
				令和 年 月 日 第 号
※備考欄				
記載しないこと				
※維持管理基準確認の条件[共同建て(分譲住宅)の場合] ※フラット35(断熱構造等)又はフラット35Sの確認にBELS評価書等を利用する場合の条件 ※フラット35S(金利Aプラン)「省エネルギー性」確認の条件 ※フラット35S(金利Aプラン)「耐久性・可変性」及びフラット35維持保全型(長期優良住宅)確認の条件 ※フラット35維持保全型(予備認定マンション)確認の条件[共同建て(分譲住宅)の場合] ※住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査による中間現場検査の省略				
※1 次の①及び②に該当する場合は、適合証明の中間現場検査を省略できます。 ① 住宅瑕疵担保保険の躯体工事完了時の現場検査又は建築基準法の中間検査(適合証明の中間現場検査と同時期のものに限ります。)を実施する前に、適合証明の設計検査の申請を行うこと。 ② フラット35の中間現場検査及び竣工現場検査と住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査を同一機関で実施すること。 ※2 適合証明の中間現場検査予定日を記入してください(住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査を実施して中間現場検査を省略する場合は、住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査の予定日を記入してください。)。				

2023年4月

設計検査申請書（第二面）

設計検査申請書（新築住宅）
(フラット35[®]財形住宅)
(第二面)〔共同建て用〕

○建物の概要(全体)

戸建型式	<input checked="" type="checkbox"/> 4.共同建て
構造	<input type="checkbox"/> 3.準耐火(<input type="checkbox"/> 1.イ準耐火 <input type="checkbox"/> 2.ロ準耐火 <input type="checkbox"/> 3.省令準耐火) <input checked="" type="checkbox"/> 5.
工法	<input type="checkbox"/> 1.在来木造 <input type="checkbox"/> 2.プレハブ(木質系) <input type="checkbox"/> 3.プレハブ(鉄骨系) <input type="checkbox"/> 4.プレハブ(コンクリート) <input type="checkbox"/> 5.枠組壁工法(ツーバイフォー工法) <input type="checkbox"/> 6.丸太組構法 <input checked="" type="checkbox"/> 7.鉄骨造
機構承認住宅 (設計登録タイプ)の場合	省エネルギー基準適合仕様シートの有無 <input type="checkbox"/> 1.有 <input type="checkbox"/> 2.無 会社名 () 承認番号 ()
階数	地上 <input type="text" value="7"/> 階 地下 <input type="text" value="0"/> 階
申請戸数/全体戸数	<input type="text" value="47"/> 戸 / <input type="text" value="8"/> 戸
延べ面積	<input type="text" value="4649.35"/> m ²
敷地面積	<input type="text" value="1500.35"/> m ²

フラット35登録マンションの希望 1.有 → 申請書第三面に必要事項を記入してください。
※「有」の場合は、設計検査合格後機構への届け出が必要です。 2.無 → 適合証明を申請する住戸についてのみ下表に住宅番号等を記入してください。

○登録マンション以外のマンション ※1

住宅番号	1戸当たりの床面積	フラット35S又はフラット35維持保全型の適用の有無
		1.有 <input type="checkbox"/> 2.無(フラット35S及びフラット35維持保全型のいずれも適用なし) 上記で「1.有」に該当する場合は以下を記入してください。 <input type="checkbox"/> 申請マンションが土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内に含まれないことを確認した。 (注) レッドゾーン内に含まれる場合はフラット35S又はフラット35維持保全型を利用できません。
		金利Bプラン <input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性 <input type="checkbox"/> 1.断熱等性能等級5以上 <input type="checkbox"/> 2.耐震性 <input type="checkbox"/> 2.一次エネルギー消費量等級6 <input type="checkbox"/> 3.バリア <input type="checkbox"/> 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2 <input type="checkbox"/> 4.耐久性
		金利Aプラン <input type="checkbox"/> 5.省エネ <input type="checkbox"/> 6.耐震性
		ZEH 適用基準 <input type="checkbox"/> 9.『ZEH-M』 <input type="checkbox"/> 10. Nearly ZEH-M <input type="checkbox"/> 11. ZEH-M Ready※5 <input type="checkbox"/> 12. ZEH-M Oriented※5 適用条件 (住宅用途の階層数) <input type="checkbox"/> 1~3層 <input type="checkbox"/> 4~5層 <input type="checkbox"/> 6層以上 注) 住宅用途の床面積が半分以上となる階層の数(地階含む。)をご記入ください。
		フラット35維持保全型適用基準 <input type="checkbox"/> 1.長期優良住宅 <input type="checkbox"/> 2.予備認定マンション※6

※1 住宅番号欄が不足する場合は、本書式を複数作成し提出してください(別表(任意書式)を添付しても構いません)。
※2 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含みます。
※3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅を含みます。
※4 共同住宅の専用部分については、高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上
※5 当該基準の適用に当たっては、それぞれの基準で定める条件(住宅用途の階層数がZEH-M Ready-Mの場合は4層以上、ZEH-M Orientedの場合は6層以上)に該当する必要があります。
※6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第91条に規定するマンション管理適正化推進センターから認定を受けた管理計画(管理組合が作成したマンションの管理に関する計画をいう。)を有する共同住宅の用途に供する建築物の住宅をいいます。

<申請者確認事項>
1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の証券化支援事業(証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(以下「フラット35」といいます。))及び財形住宅融資の利用に際しては、機構の定める条件のすべてに適合する必要があることについて事前に「お問い合わせ」をいただく必要があります。

【フラット35登録マンションの希望の有無】
希望の有無をチェックしてください。
【フラット35】登録マンションの希望を有とした場合は、原則、対象団地の全住戸※について申請してください。
※ 一戸当たりの床面積が30 m²未満の住宅など、基準に適合しない住戸がある場合を除きます。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	フラット35及び財形住宅融資(新築住宅及び中古住宅)に関する次の利用目的を達成するため。 ・適合証明業務の適切な円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・中古住宅における適合証明書の発行の各都府県適合証明業務の事務の簡素化 ・財形住宅融資、フラット35に関する債権の譲受け又は保険・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アングラーの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	設計検査申請書に記載されたお客様の属性等(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様等)
申請住戸について融資の申込みを行う金融機関	フラット35及び財形住宅融資(新築住宅及び中古住宅)に関する次の事務を履行するため。 ・フラット35に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務 ・財形住宅融資に関する事務	

2023年4月

【階数】
建築基準法上の階数です。

【延べ面積】
建築基準法上の延べ面積です。

【敷地面積】
建築基準法上の敷地面積です。

フラット35S又はフラット35維持保全型を利用する場合は、必ずチェックが必要です。

登録マンションの場合は記入せず、第三面を作成してください。

設計検査申請書（第三面）

第三面の提出は「【フラット35】登録マンション」登録希望の有無によって異なります。



設計検査申請書（新築住宅）
（フラット35・財形住宅）
（第三面）[共同建て用]

申請書第二面でフラット35登録マンションの希望「有」の場合は、申請書第三面を、「無」の場合は申請書第二面に必要事項をご記入ください。

フラット35登録マンション用
適用基準表が不足する場合は、本書式（第三面）を追加してください。

Step 1

〇総括表

マンション全体戸数	申請住戸数	申請外住戸数	30㎡未満の住戸の住戸番号	101
48	47	1	その他の住戸の住戸番号	申請外とする理由

〇申請住戸

（フラット35S又はフラット35維持保全型を適用する場合のみ）
土砂災害特別警戒区域の確認

住居用途の階層数
（フラット35S（ZEH）を利用する場合に限って記入してください。）

申請マンションがレッドゾーンに含まれないことを確認した。
注）レッドゾーンに含まれる場合はフラット35S又はフラット35維持保全型を利用できません。

1～3層 4～5層 6層以上

注）住宅用途の床面積が半分以上となる階層の数（地階含む。）をご記入ください。

Step 2

適用基準＜表①＞

フラット35S又はフラット35維持保全型の適用の有無

1.有 2.無（フラット35S及びフラット35維持保全型のいずれも適用なし）

上記で「有」に該当する場合のみ以下を記入してください。

フラット35S適用基準

金利ロプラン

1.省エネルギー性 1.断熱等性能等級S5以上
 2.一次エネルギー消費量等級6

2.耐震性 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2

3.バリアフリー性 高齢者等配慮対策等級3

4.耐久性等・可変性 劣化対策等級3以上等

金利Aプラン

5.省エネルギー性 1.断熱等性能等級S5以上及び一次エネルギー消費量等級6
 2.認定低炭素住宅※1
 3.性能向上計画認定住宅※2

6.耐震性 1.免費
 2.耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3

7.バリアフリー性 高齢者等配慮対策等級4以上※3

8.耐久性等・可変性 長期優良住宅

ZEH

9.「ZEH-M」 10. Nearly ZEH-M

11. ZEH-M Ready※4 12. ZEH-M Oriented※4

フラット35維持保全型適用基準

1.長期優良住宅

2.半層認定マンション※5

Step 3

住居用途	住宅番号	戸数
(a) 30㎡以上 280㎡以下の住戸		47
(b) 30㎡未満 又は 280㎡超の住戸※6		

申請住戸又は（b）以外の全申請住戸が同じ基準であるため住宅番号を記載しない。

【戸数】
「住棟内の全申請住戸又は（b）以外の全申請住戸が同じ基準であるため住宅番号を記載しない。」を選択した場合は、未記入でも構いません。

Excelで入力する場合は、Step3で「住棟内の全申請住戸又は（b）以外の全申請住戸が同じ基準であるため住宅番号を記載しない。」を選択すると、表①の「戸数」に「申請住戸数」が自動入力されます。

長期優良住宅の場合、フラット35S適用基準欄は「8.耐久性等・可変性」に、フラット35維持保全型適用基準欄は「1.長期優良住宅」にチェックを入れてください。

適用基準＜表②＞

フラット35S又はフラット35維持保全型の適用の有無

1.有 2.無（フラット35S及びフラット35維持保全型のいずれも適用なし）

上記で「有」に該当する場合のみ以下を記入してください。

フラット35S適用基準

金利ロプラン

1.省エネルギー性 1.断熱等性能等級S5以上
 2.一次エネルギー消費量等級6

2.耐震性 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2

3.バリアフリー性 高齢者等配慮対策等級3

4.耐久性等・可変性 劣化対策等級3以上等

金利Aプラン

5.省エネルギー性 1.断熱等性能等級S5以上及び一次エネルギー消費量等級6
 2.認定低炭素住宅※1
 3.性能向上計画認定住宅※2

6.耐震性 1.免費
 2.耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3

7.バリアフリー性 高齢者等配慮対策等級4以上※3

8.耐久性等・可変性 長期優良住宅

ZEH

9.「ZEH-M」 10. Nearly ZEH-M

11. ZEH-M Ready※4 12. ZEH-M Oriented※4

フラット35維持保全型適用基準

1.長期優良住宅

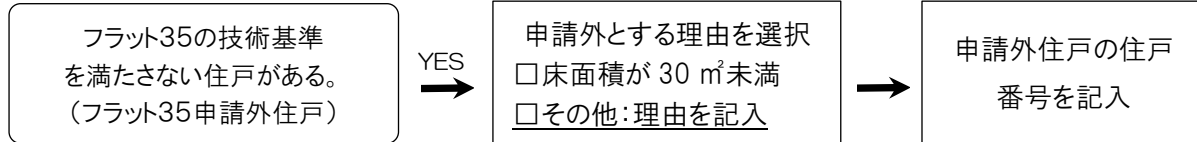
2.半層認定マンション※5

※1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含みます。
 ※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅を含みます。
 ※3 共同建ての共同部分については、高齢者等配慮対策等級（利用部分）等級S5以上のものとします。
 ※4 当該基準の適用に当たっては、それぞれの基準で定める条件（住宅用途の階層数がZEH-M Readyの場合は4層以上、ZEH-M Orientedの場合は5層以上）に該当する必要があります。
 ※5 マンションの管理組合の規約に関する法律（平成13年法律第149号）第91条に規定するマンション管理適正化推進センターの認定を受けた管理計画（管理組合が作成したマンションの管理に関する計画をいう。）を有する共同住宅の用途に供する建築物内の住宅をいいます。
 ※6 1戸当たりの面積が40㎡以上280㎡以下とならないものは財形住宅融資対象外住戸となります。
 ※7 適用基準外の住戸数の合計（第三面複数枚作成する場合は、全ページの合計）が、総括表の申請住戸数に一致することを確認してください。
 ※8 第三面を複数枚作成する場合、ページ番号と総ページ数を記入してください。

2023年4月

Step 1 【フラット35】申請外住戸について

マンションの中に【フラット35】申請外住戸があるか確認してください。

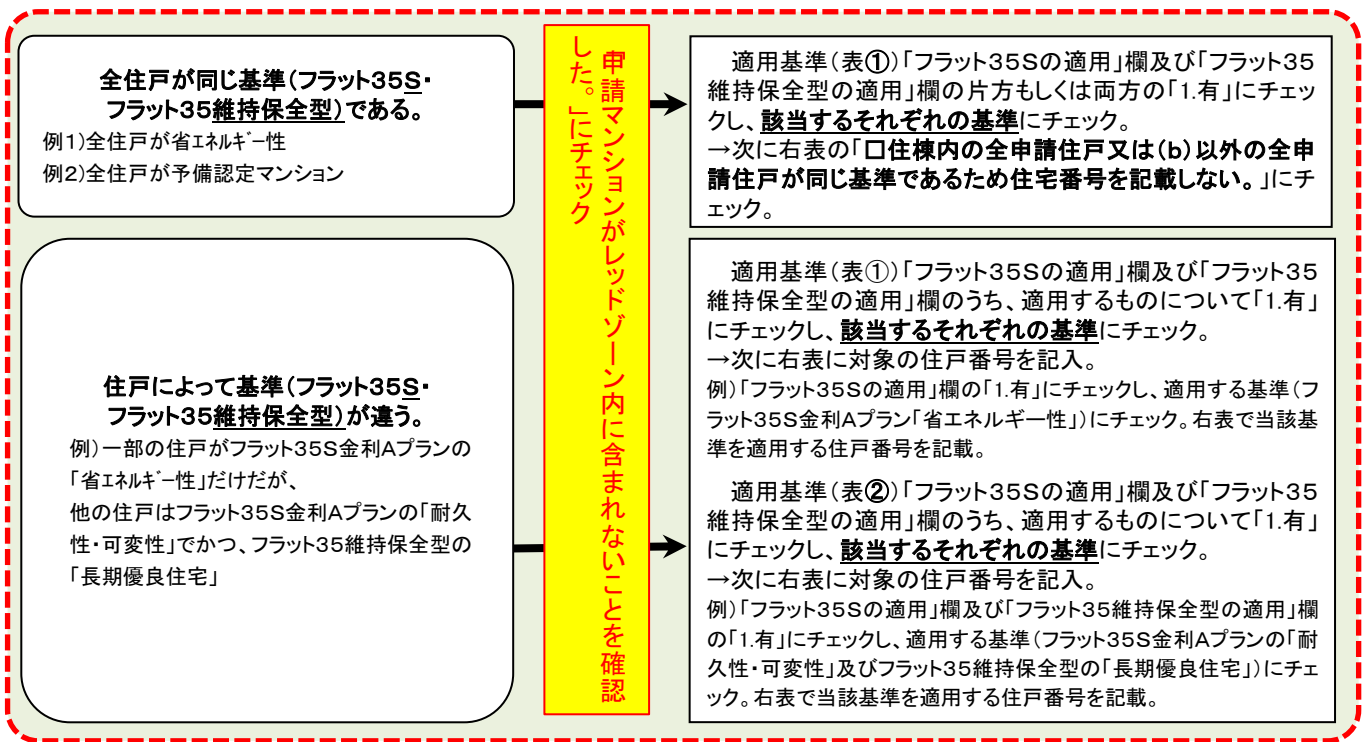


Step 2 【フラット35】S又は【フラット35】維持保全型の基準の適用について

申請住戸が【フラット35】S又は【フラット35】維持保全型の基準について次のパターンのどれに当たるか確認してください。



フラット35S 又はフラット35維持保全型を利用する住戸がある場合



Step 3 専有面積の確認(財形住宅融資の適用について)

申請住戸の専有面積について、確認してください。

